

「任意継続被保険者制度」に関するよくある問い合わせ

加入・脱退について

質問	回答
加入手続きについて教えてください。	武田健保ホームページ内の次のリンクをご確認ください。 引き続き当組合に加入したいとき
申請書提出後、どれぐらいで資格確認書または資格情報のお知らせが届きますか。	健保組合にて申請書受領後、1週間前後で簡易書留にてお送りします。その際に、保険料納付書も同封します。
退職前に加入手続きをすることは可能ですか。	できません。必ず退職後に資格取得申請書を提出してください。
就職が決まったので任意継続を脱退します。手続きを教えてください。	次の書類を健保組合へご提出ください。 ・任意継続被保険者資格喪失申請書 ・新しく加入した健保組合から交付された資格情報のお知らせ等の写し(被保険者分のみ) ・任意継続の被保険者証または資格確認書
国民健康保険に加入する為、任意継続を脱退します。手続きを教えてください。	任意継続被保険者資格喪失申請書を健保組合へご提出ください。 ・なお、資格喪失日は健保組合が受理した日が属する月の翌月1日となります。 ・資格喪失申請書を受理しましたら、折り返し資格喪失証明書を発送します。資格喪失日以降にお住まいの市区町村の国民健康保険窓口にて資格喪失証明書をご持参のうえ加入手続きをしてください。
任意継続が期間満了を迎える際に必要な手続きがありますか。	手続きは不要です。期間満了日の約2週間前になりましたら健保組合より資格喪失証明書を送付します。資格喪失後、国民健康保険に加入する場合は、資格喪失日以降にお住まいの市区町村の国民健康保険窓口にて資格喪失証明書をご持参のうえ加入手続きをしてください。

保険料について

在職中と比べ負担する保険料はどうなりますか。	任意継続保険料早見表 簡易版 をご確認ください（ご自身の標準報酬の等級と月額は10月の給与明細で確認できます。ただし、10月以降に標準報酬が変更となった方は、最新の情報を給与明細でご確認ください）。
保険料計算の基礎となる標準報酬月額が分かりませんので教えてください。	標準報酬の等級・月額は10月の給与明細に記載されています（10月以降に標準報酬が変更となった方は、最新の情報を給与明細でご確認ください）。 なお、任意継続被保険者制度での標準報酬月額の上限額は、前年度9月末日時点の当健保組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額となります。
保険料は、被保険者分に加えて被扶養者分も必要でしょうか。	在職中と同じく、保険料は被保険者分のみです（被扶養者分としての追加保険料はありません）。
満65歳になり国民健康保険から介護保険料額決定通知書が届きましたが、健保組合からも介護保険料の徴収がありました。支払いが重複していると思われますが手続きが必要でしょうか。	手続きは不要です。65歳になると被保険者及び被扶養者の介護保険料はお住まいの市区町村から徴収されることになります。 なお40歳~64歳の被扶養者、被保険者の介護保険料は引き続き健保組合にて徴収します。
国民健康保険に加入した場合と任意継続に加入した場合の保険料はどちらが高くなりますか。	国民健康保険料はお住まいの市区町村によって保険料が異なり、健保組合では把握しておりませんので、お住まい市区町村の国民健康保険窓口にご確認ください。 ※「国民健康保険」では、解雇等による会社都合退職の場合、「非自発的失業者に対する保険料の軽減措置」があります。
保険料は2年間変わりませんか。	2年目の保険料も、1年目と同じく、退職時の標準報酬月額×保険料率で算定します。毎年4月に保険料率と上限額の見直しがあり、変更となる場合があります。 保険料率と上限額の変更がなければ、1年目と同額となりますが、変更がある場合、増減する場合があります。 ※ 国民健康保険は前年度の収入で算定する為、2年目は国民健康保険の方が保険料は安くなる可能性がありますので、必要に応じて、お住まいの市区町村の国民健康保険窓口にご相談ください。
就職が決まりましたが、前納した保険料の返金はありますか。	就職月以降の保険料は返金します。（ただし、加入月の保険料は返金できません）。任意継続の脱退手続き終了後、返金の書類を送付しますので手続きをしてください。

その他

在職中と同じく人間ドック、健康診断、インフルエンザ予防接種・スポーツクラブの補助を受けることができますか。	できます。
在職中と比べて利用できる健保組合の給付に違いはありますか。	違いはありません。